

公的研究費の不正使用防止対策の基本方針

(趣旨)

- 1 公的研究費の管理・監査規程第3条に基づき、公益財団法人佐賀県地域産業支援センター九州シンクロトン光研究センター（以下「研究センター」という。）における公的研究費の不正使用防止対策の基本方針について、以下のとおり定める。

(用語の定義)

- 2 この基本方針において用いる用語の定義は、以下のとおりとする。
 - (1) 「公的研究費」とは、国又は独立行政法人から研究センターに配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
 - (2) 「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。

(機関内の責任体系の明確化)

- 3 公的研究費の運営・管理を適正に行うために、研究センター内の運営・管理に関わる責任者が不正使用防止対策に関して研究センター内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を研究センター内外に周知・公表する。

(適正な運営・管理の基盤となる環境の整備)

- 4 不正使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

(不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施)

- 5 不正使用を発生させる要因を把握し、具体的な不正使用防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組みを喚起し、不正使用の発生を防止する。

(公的研究費の適正な運営・管理活動)

- 6 不正使用防止計画並びに関係する法令・通知及び研究センターが定める規程等を踏まえ、適正な運営・管理を行う。

(情報発信・共有化の推進)

- 7 公的研究費の使用に関するルール等について、研究センター内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。
また、公的研究費の不正使用への取組みに関する研究センターの方針等を外部に公表す

る。

(モニタリングの在り方)

8 不正使用発生の可能性を最小にすることを旨し、実効性のある体制を整備・実施する。

附則

この基本方針は、平成 28 年 5 月 19 日から施行する。